



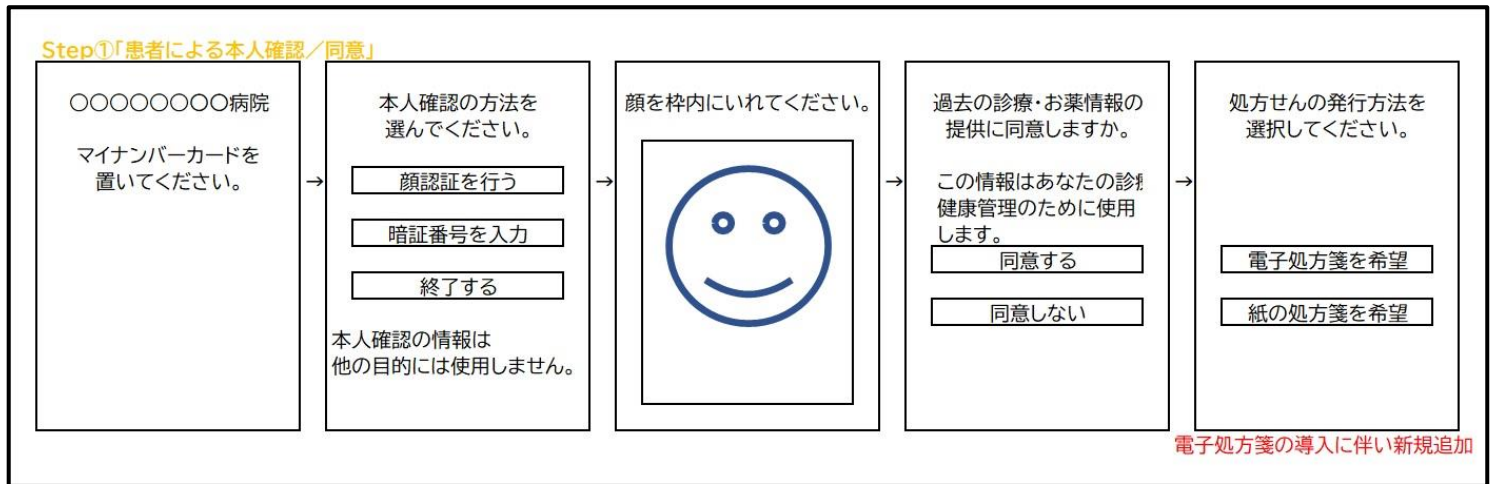
かぶせる通信

2022年8月1日
株ネグジット総研
営業本部
営業企画担当

電子処方箋特集！！(2)

7月25日(月)に電子処方箋のオンライン説明会が厚生労働省により開催されました。その中で、電子処方箋の運用について具体的なイメージが提示されたので、概要を報告します。

「Step①「患者による本人確認/同意」(厚生労働省の資料より弊社にて再作成)」が、医療機関での受付の流れです。医療機関の「顔認証付きカードリーダー」で認証を行い、「電子処方箋」か「紙の処方箋」を選択するようになっています。また、患者がマイナンバーカードを持参せず、健康保険証で受信した場合でも、電子処方箋を発行することができるようになっています。



(↑厚生労働省資料の図を改変して作成)

医療機関では、電子処方箋を発行するために「電子処方箋管理サービス」にアクセスする必要がありますが、そこで患者からの同意があれば、発行する処方箋との重複投薬がチェックできるようになります(【Step②医師・歯科医師による「処方・調剤された情報や重複投薬チェック結果の参照】)の slides は紙面の都合上省略)。医療機関の電子処方箋の発行や重複投薬のチェックには、医師資格証による認証が必要になります。

02. 電子処方箋ってどんな仕組みなの？

医療機関・薬局の間で電子的に処方箋のやり取りが行えるようになります 医療機関編

Step③ 医師・歯科医師による「処方箋の登録」

- 医師・歯科医師は、処方内容を確認した後は、電子/紙の処方箋に関わらず、処方内容を含む電子ファイルを電子カルテシステムなどから電子処方箋管理サービスに登録します。
- 電子処方箋を発行する場合は、医師・歯科医師がHPKIカードを用いて電子署名を行います。
- 登録後は、電子処方箋の場合は「処方内容(控え)」(処方内容を印字した紙)、紙の処方箋の場合は従来どおり紙の処方箋を患者に渡します。

電子処方箋を選択した場合

HPKIカード
電子処方箋

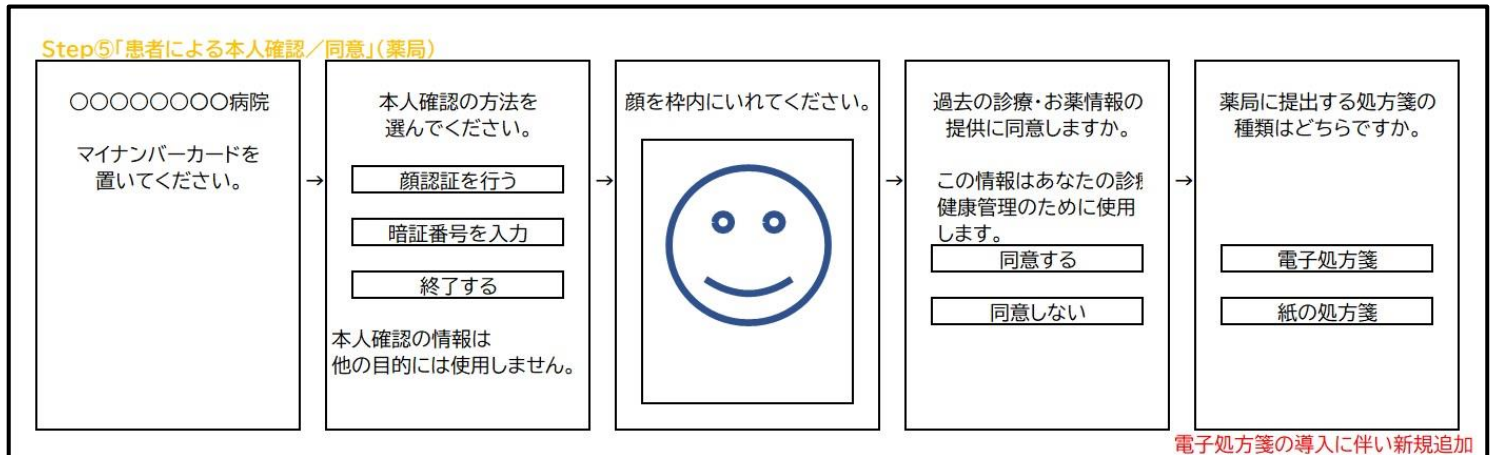
※従来の紙の処方箋と比べ、大幅に項目が変わることはありません。

紙の処方箋を選択した場合

処方内容を含む電子ファイル

【Step③医師・歯科医師による「処方箋の登録」】のスライドで説明されている通り、医療機関での電子処方箋発行時には、「処方内容(控え)」を患者に渡すこととなります。この「処方内容(控え)」には、引換番号が印字されています(後述)。もちろん、紙の処方箋を患者が選択された場合は今までと変わりはありません。

「電子処方箋管理サービス」に蓄積された患者様の医薬品に関するデータは、マイナンバーカードを用いて、患者様自身がマイナポータル等経由で、オンラインでも閲覧できるようになります(【Step④患者による「情報の閲覧」】のスライドは紙面の都合上省略)。また、電子版お薬手帳アプリなどとも連携することで、さきほどの「引換番号」と「被保険者番号」などを薬局に事前送付することで、電子処方箋の原本(紙の場合は処方内容を含む電子ファイル)が事前に閲覧できるようになるため、紙の処方箋を撮影してアプリ等経由で画像を送付する手間が削減されるようになるとのことです。



(↑厚生労働省資料の図を改変して作成)

【Step⑤「患者による本人確認/同意」(薬局)】のスライドによると、マイナンバーカードを持参しての来局による電子処方箋の受付は、顔認証付きカードリーダーで電子処方箋、もしくは紙の処方箋の持参かを選択する必要があります。

02. 電子処方箋ってどんな仕組みなの？

医療機関・薬局の間で電子的に処方箋のやり取りが行えるようになります

薬局編

Step⑥ 薬剤師による「処方箋の取得」
Step⑦ 薬剤師による「処方・調剤された情報や重複投薬チェック結果の参照」
Step⑧ 薬剤師による「調剤内容の登録」

○ 処方箋の電子ファイルを薬局システムに取り込むタイミングで、処方されたお薬が過去のお薬と重複していないかを、「電子処方箋管理サービス」でチェックを行い、当該結果も併せて取り込みます。
※紙の処方箋の場合も、同様にチェック結果を確認できるよう、引換番号などを基に電子ファイルを取り込みます。

○ 患者からの同意がある場合、薬剤師は過去のお薬のデータを参照できます。

○ 調剤後は、調剤内容を含む電子ファイルを「電子処方箋管理サービス」に送信します。
※電子処方箋を受け付けた場合、薬剤師の電子署名が必要となります。

薬局システム

薬局システムにおける処方入力画面(イメージ)

処方内容	処方内容	処方内容	処方内容
01	調剤基本料		
02	内服薬		
03	処方内容 0.25mg錠	1錠	(内)
04	[内]分一錠薄粉	7日分	
05	内服薬		
06	処方内容 処方内容	2錠	(内)
07	[内]分一錠薄粉	7日分	
08	内服薬		
09	処方内容 処方内容	3錠	(内)
10	[内]分三錠薄粉	7日分	

過去のお薬のデータ(イメージ)

重複投薬・併用禁忌のチェック結果(イメージ)

過去のお薬を参照することも可能

重複投薬等チェックの結果を参照する

重複や併用禁忌の結果に加え、医師が入力した処方薬因を見ることが出来ます。

【Step⑥薬剤師による「処方箋の取得」】では、「電子処方箋管理サービス」から電子処方箋のデータを「調剤くん」に取り込むこととなります。マイナンバーカードを持参せず、健康保険証での来局による受付では、前述の「処方内容(控え)」に記載された「引換番号」を薬局に提示する必要があります。

この時、【Step⑦薬剤師による「処方・調剤された情報や重複投薬チェック結果の参照」】の通り、重複投薬のチェック結果も参照できるようになります。「調剤くん」に登録された処方内容だけでなく、対象となる患者の「レセプト」と「電子処方箋」に関する重複投薬のチェックです。また、既に説明しております通り、この重複投薬のチェック結果は、処方医も事前にチェックしたものになります。

【Step⑧薬剤師による「調剤内容の登録」】で、電子処方箋の調剤後は、その内容を「電子処方箋管理サービス」に送信することになります。

これらの「電子処方箋管理サービス」へのアクセスには「薬剤師資格証」が必要になります。

以上が、今回の説明会で示された電子処方箋の概要です。

令和5年1月の電子処方箋運用開始に向けて、今年11月から広報等も進められるようです。弊社でも、10月からのテスト運用に参画するよう開発を進めております。

随時弊社も情報発信を行って参りますので、よろしくお願いします。

04. 患者への周知も予定しています！

令和4年11月以降、メディアなどを用いて患者の電子処方箋の認知・理解を促す広報を行います

- 令和4年11月頃から、患者はメディアなどを通して電子処方箋について認知するようになります。
- さらに、動画を通して、医療機関・薬局にて、電子処方箋の仕組みをどのように利用するのかも理解できます。
- 医療機関・薬局内に掲載していただくためのステッカーやポスターなども制作し、電子処方箋に対応する医療機関・薬局に配布します。

令和5年1月から患者に電子処方箋を利用いただけるよう広報を行っていきます

電子処方箋がいよいよ始まること、
利用方法などをメディアで広報

より多くの患者に周知するため、メディアなどを活用する
予定です。

- ・ 電子処方箋が令和5年1月から開始すること
- ・ 電子処方箋対応の医療機関・薬局での利用方法
- ・ 先行して実施するモデル事業の取組 など

モデル事業開始
10月

11月

12月

電子処方箋運用開始
1月

現場で掲載する周知物の配布

令和5年1月以降、医療機関・薬局内に掲載する周知物として、ステッカー／ポスター／リーフレットを順次、電子処方箋を導入する施設に配送予定です。

「調剤くん」と連携したオンライン資格確認についても、お問い合わせをいただいたユーザー様から順次導入をさせていただいております。今月からでも改めて「顔認証付きカードリーダー」のお申し込みをされているユーザー様もおられます。オンライン資格確認の導入については、貴薬局の営業担当か、kikaku@nextit.co.jp までお声がけください。

【動画】厚生労働省による「オンライン資格確認の原則義務化」について

7月22日に「医療機関等向けポータルサイト」で厚生労働省による「オンライン資格確認の原則義務化」に関する動画が公開されています。

<https://www.youtube.com/watch?v=IMmVrsrhNdg>

- ・ データヘルスの基盤となるオンライン資格確認システムについて
- ・ 「オンライン資格確認の導入を原則として義務付ける」等の経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針 2022)の解説
- ・ オンライン資格確認の導入に向けて、医療機関、薬局のみなさまへお願い

という内容になっています。こちらもぜひご覧ください。

●参考:医療機関等向けポータルサイト「令和4年7月説明会 説明会資料」より

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/docs/denshi_online_setumeikai_7.pdf

■ネグジット総研 営業本部 営業企画担当 河野 (kikaku@nextit.co.jp)
〒650-0033 兵庫県神戸市中央区江戸町85-1ベイ・ウイング神戸ビル5F
TEL:050-2018-1759 FAX:078-393-2180

NEXTIT

(C)2022(株)ネグジット総研

【3/3】